

！ ！ ！ 市政モニターからの提言⑤

ごみ問題

市政モニターの皆さんに「ごみ問題」について、アンケート調査を実施したところ、多くのご提案やご意見をいただきました。主な内容について、市の方針をお知らせします。

■ごみステーションでの

マナーの向上

ごみステーションでのマナーについては、「よく守られている」「だいたい守られている」の回答が合わせて81%あり、まずまずの評価です。しかし「あまり守られていない」「守られていない」が19%あり、その守られていない内容として、最もマナーが悪いのが「分別」、続いて「ごみを出す日時」「指定袋の使用」の順でした。



その対策として、警告文や

違反シールなどを貼り付けたり、マイクで注意したりしてはどうかなどの意見をいただきました。ルールを知っていても守らない方が一部でいます。しかし、知らなかったという理由で結果的にルールを守れないようなケースが発生しないように、ごみ問題に関する市の広報やチラシ、また昨年度から年2回発行している南国市環境委員連合会の広報紙「TACHIBANA」(たちばな)でのお知らせや、環境委員さんと連携して違反シールを貼り付けたり、違反者に直接指導したりルールの一層の定着化を図ります。また、ごみの分別や処理の仕方などをまとめたビデオを小中学校や地区の環境委員会に配布していますのでご利用してください。

また、今回もごみ袋への記名についての提言がありました。

た。記名の効果は期待できませんが、プライバシーの問題もあり、記名することに抵抗を感じる市民も多いと思われる。記名を強いることは難しいようです。まず、市民一人ひとりのマナーの向上を図ることが何より必要です。

■紙類・布類ごみの分別

および今後の分別種類

紙類、布類について「分別収集が始まったこと」および「出してはいけないごみ(タブー品ごみ)」についてはほぼ全員「だいたい分かっている」との回答でした。今後、分別品目の種類の増減については、「現状でいい」が56%、「もっと増やした方がいい」と回答された方が31%、「減らした方がいい」が13%で、現状および増やしたほうがいいという意見が大勢を占めました。市の目下の課題はごみの減量、リサイクルです。平成14年度からはペットボトルについても、リサイクルのため分別収集を開始する予定ですので、市民の皆さんのご協力よろしくお願いします。

■ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨て防止条例が制定されていることについて、「知っている」「だいたい知っている」が合計56%で、一方「全く知らない」が44%と4割を超えるモニターさんが承知していません。今後、市民にお知らせしていく必要があります。

提言の中のデポジットについては、販売時に預り金を上乗せして、返却時にお金を戻す制度で、制度として確立すれば有効な方法ですが、全国一律でないこと、回収品の運搬経費の問題など法制度の整備などがまず必要ですので、今後県や他の市町村とともに国に要望していきます。また「条例施行後、罰則を科したことがあるか」については、南国市およびポイ捨て防止条例を制定している全国の市町村で罰せられた方は、現時点ではないようです。これは本来、罰することが目的ではなく、罰則があることから、反社会性を訴え、意識とモラルの向上

市政モニター制度は、南国市総合計画に基づき「市民が主役で参画するまちづくり」を進めるために、実施しています。

を図って、ポイ捨てを未然に防止することが目的のため、罰則区域（ポイ捨て防止重点地域）の拡大や罰則の強化などは考えていません。また、「要所に標示板を設置しては」との意見がありました。ポイ捨て防止重点地域には標示板を設置しています。それ以外の地域についても標示板などを設置します。また、「自動販売機の周辺にポイ捨てごみが多いから自販機を減らしたり無くしたりしては」との意見がありました。販売業者の営業権を制限することはできませんので、設置数の規制はできませんが、本条例では販売業者は販売する場所に回収容器を設け、空き缶などを適正に管理することを義務づけています。

■家電リサイクル法の内容

対象4品目をごみステーションに出せなくなったことについて全員「知っている」の回答でした。また引き取り料金などの個人負担が必要となつたことについて「額まで知っている」が38%、「負担がい

ることは知っている」が62%の回答があり、内容については概ね理解されていましたが、この法の問題点についてほとんどの方が「不法投棄が増える」ことを懸念しています。また半数の方が「引き取り料金が高い」という指摘もありました。不法投棄については、購入時に先払いする方式とすることや、金額をもっと低く抑えること、そもそも消費者負担ではなく生産者負担とすべきなど、今後の法改正に向けて行政および国民の声をあげていかなければなりません。

■その他

ごみ行政について「行政主導ではなく、もっと市民の知恵を生かしたら」との提言について、市だけでごみ行政を進めていけるとはまったく考えていませんので、今後より一層、市民の皆さんの参加していただく体制を整備していきます。

※お問い合わせは、
生活環境課環境公害係
(☎88016557)まで

人権・輝く未来へ①⑥

人権・同和教育シリーズ

同和行政をたどって！

「同和对策審議会答申（1965年）」を受けて施行された同和对策事業に関する特別措置法（1969年）も、来年3月には法の期限切れとなります。この時をむかえ、同和行政によって、何が解決したか、また、どんな課題が残されているかをみてみます。

これまで、32年間「同和問題」の解決は行政の大きな課題である」という認識のもと、国・県・市町村が一体となつて、同和对策事業が行われてきました。その結果、生活改善や、環境改善の面では相当の成果があがっています。

しかし、今なお、同和地区や外国人、障害者などに対する差別意識は、まだまだ根強く残っています。

住宅や道路、公園、各種公共施設などが設置・整備されてきました。また、同和地区に隣接する地域では、道路などが拡張され、地区内のさまざまな施設は、地区外の人々にも開放されるようになりました。また、教育に関わり、深い「教科書無償」の運動や、就職選考時に本人の能力・適正を公正に判断する「統一応募書類」の取り組みなども忘れてはなりません。

今高知県では、「人権尊重の社会づくり条例」が施行されています。一人ひとりの人権が尊重される社会を築いていくことは、私たち全ての共通の願いです。

近年はさらに、「人権教育のための国連10年」の取り組みも進められています。この行動計画は、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について地域や家庭において差別を許さない社会の実現に向けた積極的な取り組みを私たちに期待しています。

お互いの人権意識を高め、「温もりのある社会（人権のまち）づくり」にしていこう。ために行動をおこしましょう。

校教育や社会教育では、同和問題をはじめ、全ての差別を許さない取り組みがすすめら